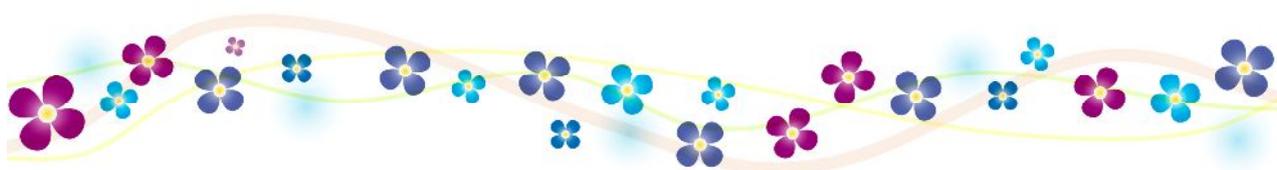


## 「第2工区のあい方(第2工区をどうするのか)」を皆で考えよう!



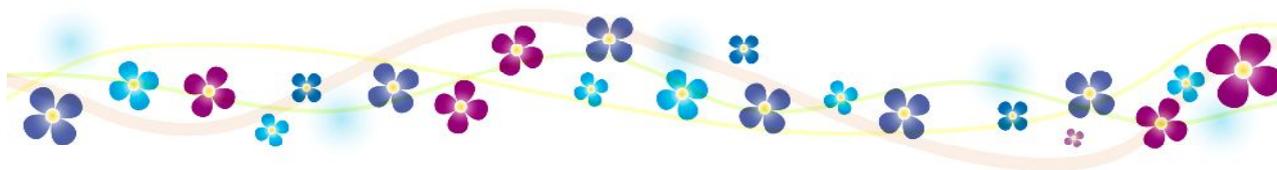
南米のエクアドルは、日本国憲法に学んで2008年、新憲法に次の新しい条項を加えました。

「国際的な紛争の平和的な解決を推進する。その解決のためには武力による威嚇または武力の行使は、これを拒絶する。」

そのエクアドル国新憲法は、次のように、自然の生態系に対して「生きる権利」を認めています。

「生命が産みおとされ生存する場所である自然、つまりパチャママは、存在し、生きのび、自らの生のサイクルや構造、機能や進化の過程を維持し再生する権利を持つ。すべての人、集団、コミュニティや民族は、公の場において自然への権利の確認を要求することができる。」

今度は、日本がエクアドル国憲法に学ぶときではないでしょうか。



## 「第2工区のあり方（第2工区をどうするのか）」を皆で考えよう！

学研高山第2工区のあり方を考える生駒市民の会



現在  
第2工区=奈良高山里山



10年後  
第2工区=開発地（産業施設等の用地造成地）??

### 【1】第2工区とは

(1) 「関西文化学術研究都市高山地区第2工区」を、略して「第2工区」といいます（右の地図をご参照）。第2工区は、奈良先端大がある第1工区（45ha）の北側にあり、生駒市の面積の約5%（288ha）を占める、**生駒市北部に広がる里山**です。

(2) 第2工区の面積の約4割が民有地（地権者約800人）です。そして約6割は、UR（都市再生機構）が保有していましたが、UR主導の開発はできなくなったことに伴い、昨年3月、3億4000万円で**生駒市に有償譲渡**されることが決まり、18(H30)年末までに所有権移転を終えることとなっています。



### 【2】第2工区をどうするのか

<1> 第2工区の約6割（170ha）を保有することとなった生駒市は、第2工区の活用方法の検討を始めています。庁内での検討会議で「第2工区の将来のあり方」を策定し、それを踏まえて、昨年8月に設置された、学識経験者等からなる「**第2工区まちづくり検討有識者懇談会**」（以下、有識者懇談会）が今年夏まで数回開催され、第2工区のまちづくりの方向性・方策等についての市への意見・助言がとりまとめられることとなっています。

#### <2> 有識者懇談会

(1) 次の3つの方向性で**土地利用を検討**しています。

- ①研究開発型産業施設等の導入    ②居住機能の導入    ③自然環境の保全と農の導入

(2) 参考事例として次の2つを参照しています。

##### ①岸和田丘陵地区土地利用計画 <下左図ご参照>

- ・約159ha。市有地と民有地（地権者約400人）の割合はだいたい半々。
- ・土地区画整理事業エリア（30%）／土地改良事業エリア（21%）／道の駅エリア（3%）／自然保全エリア（46%）

土地区画整理事業：地権者からその権利に応じて少しずつ減歩げんぷ（所有地の一定割合を提供すること）してもらい、その土地を道路などの公共用地及び保留地（事業費を生み出すために売却するための土地）に充て、土地の区画を整えて、道路・河川等の公共施設を整備・改善し、産業施設用地・宅地等の造成を行う事業

土地改良事業：田や畑の形や大きさを直したり、凹凸でこぼを直したり、田や畑の中の道路や水路を広くしたり真っ直ぐにしたりして、農業をしやすくする事業

②学研木津北土地利用計画 <下右図ご参照>

- ・約152ha。面積の約60% (約90ha) をURが散在で所有していたが、うち約4.4haをクリーンセンター(ごみ焼却炉) 建設地域(市有地を加えて約5ha)として木津川市が有償譲渡を受け、そこを除いた地域については木津川市は無償譲渡を受けた。私有地は約34% (地権者約700人)。
- ・クリーンセンター建設区域を除く全域を、“生物多様性の保全による生態系サービスの供給源として活用する”ことを目標とする、自然保全(里山の維持再生)ゾーンとする。

<3> <2>の(2)で示されているように土地利用計画には次の2つの型があります。

①「岸和田丘陵地区土地利用計画」のような**開発主導型**

半分以上を開発(山を削り谷を埋めて土地形状を改変し、移動させる土の量である土工量は大きい)地域とし、残りを自然保全(開発しない)地域とするが、自然保全地域は分散し、「自然保全=生物多様性の保全・活用」効果は低く、緑の喪失量は大きい。

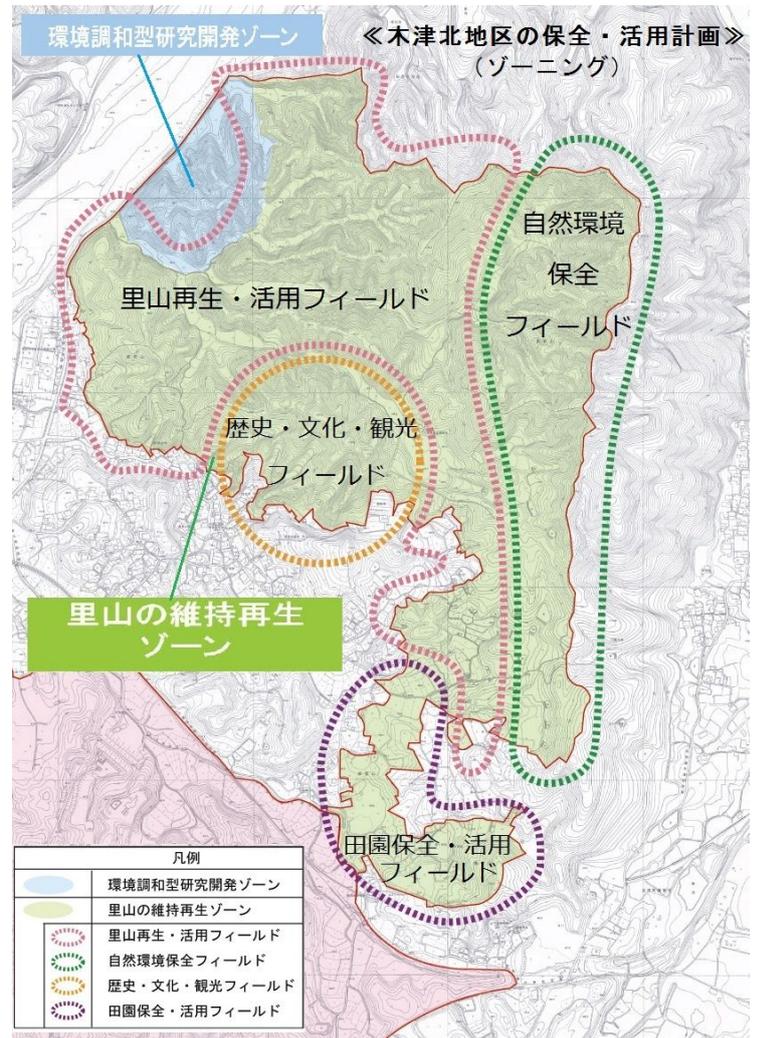
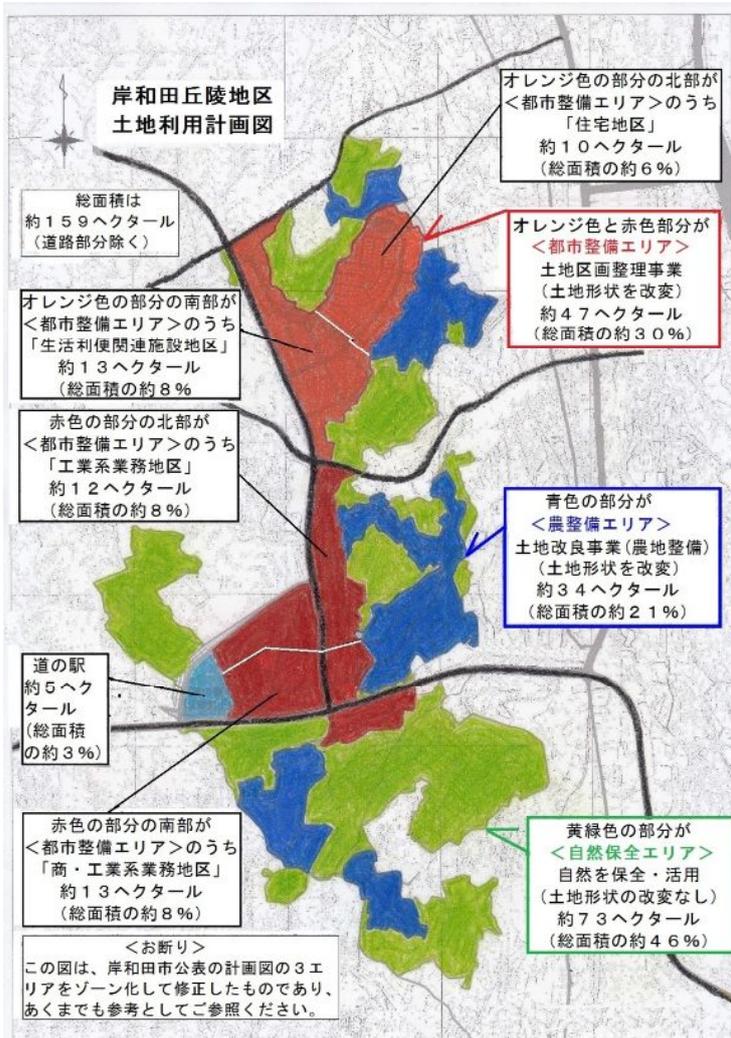
②「木津北地区の保全・活用計画」のような**自然保全型**

開発地域は少なく、自然保全(土地形状を改変しない)地域が大きく、「自然保全=生物多様性の保全・活用」効果が高い。緑の喪失量はないか、少ない。

<4>いずれの型の土地利用計画でいくか、が問われています。

今年の夏ごろに有識者懇談会が市への意見・助言をとりまとめたのちに、第2工区をどうするのか、について市民の意見を聴くと市は言っています。

「第2工区のあり方(第2工区をどうするのか)」を皆で考えていきましょう!



**お問い合わせ先**

**学研高山第2工区のあり方を考える生駒市民の会**

代表者：山口昭夫

〒630-0135 生駒市南田原町1051-8

電話 0743-73-5434

事務局：吉波伸治

〒630-0121 生駒市北大和3-2-7

電話 0743-84-4355